第95期
定時株主総会
招集ご通知

日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時

場所

久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

目　次

第95期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
第1号議案　剰余金の処分の件 …… 5
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 …… 6
第3号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 …… 13
（添付書類）
事業報告 …… 14
計算書類 …… 29
連結計算書類 …… 32
監査報告書 …… 34

郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）午後5時まで
（詳細は2頁～4頁をご覧ください。）

株式会社 筑邦銀行

証券コード：8398

〈証券コード：8398〉
2019 年 6 月 6 日

株　主　各　位

久留米市諏訪野町2456番地の１
株式会社 筑邦銀行
代表取締役頭取　佐　藤　清一郎

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当行第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月26日（水曜日）午前10時
２．場　　所　久留米市諏訪野町2456番地の１
　　当行本店３階大会議室
３．目的事項
報 告 事 項　１．第95期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　　２．第95期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の方法がございます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時	2019年６月26日（水）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	2019年６月25日（火）午後5時到着分まで

インターネット等



後記（３頁～４頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限	2019年６月25日（火）午後5時まで

詳細は3頁~4頁をご覧ください。

[ご注意事項]

- 郵送（議決権行使書面）とインターネット等の双方により議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

- 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

１．事業報告
①当行の新株予約権等に関する事項
②財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
③業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要
④特定完全子会社に関する事項
⑤親会社等との間の取引に関する事項
⑥会計参与に関する事項

２．計算書類等
①株主資本等変動計算書　②個別注記表　③連結株主資本等変動計算書　④連結注記表

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。

当行ホームページアドレス ▶ http://www.chikugin.co.jp/

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

https://www.e-sokai.jp

ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

【議決権行使ウェブサイト】による方法

STEP 1 ウェブサイトへアクセス

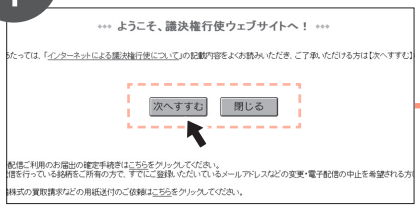

「次へすすむ」をクリック

【スマート行使】による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」入力不要でアクセスできます。

STEP 1 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

インターネット等による議決権行使期限　**2019年6月25日（火）午後5時まで**

STEP 2　ログイン

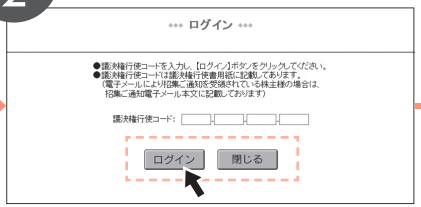

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 3　パスワードの入力

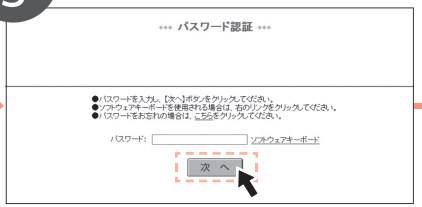

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 2　議決権行使方法を選択

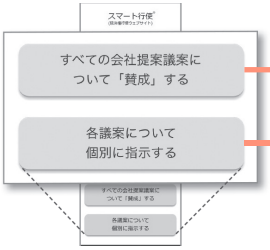

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

STEP 3　各議案の賛否を選択

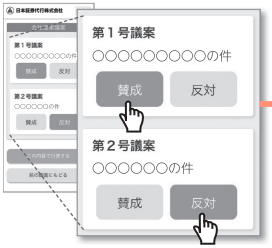

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電　話　0120-707-743（フリーダイヤル）

受付時間　9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
　金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当行普通株式１株につき25円　総額152,321,075円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2019年６月27日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（７名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	重任　佐藤（さとう）　清一郎（せいいちろう）	取締役頭取執行役員（代表取締役）
2	重任　中野（なかの）　慎介（しんすけ）	取締役常務執行役員
3	重任　執行（しぎょう）　謙二（けんじ）	取締役常務執行役員企画本部長
4	重任　鶴久（つるく）　博幸（ひろゆき）	取締役上席執行役員営業本部長
5	新任　金子（かねこ）　末見（すえみ）	上席執行役員本店営業部長 兼十三部支店長 兼上津支店長
6	新任　藤﨑（ふじさき）　勇一郎（ゆういちろう）	上席執行役員福岡営業部長 兼赤坂門支店長
7	重任　麻生（あそう）　渡（わたる）　社外　独立役員	社外取締役

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当行株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>佐藤（さとう）　清一郎（せいいちろう）
(1949年
2月3日生)
重任</td><td>1971年４月　日本勧業銀行入行
1995年５月　第一勧業銀行今治支店長
1997年４月　同行資金証券部長
1998年５月　同行証券企画部長
1999年６月　同行取締役欧州支配人兼ロンドン支店長
2002年４月　みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括
2004年４月　みずほ証券代表取締役副社長
2006年４月　当行顧問就任
2006年６月　当行取締役副頭取
2009年４月　当行取締役頭取（代表取締役)
2017年６月　当行取締役頭取執行役員(代表取締役)
現在に至る</td><td rowspan="2">10,900株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
都市銀行および系列証券会社において、国内営業、国際業務、証券業務の要職を幅広く歴任し、2006年６月から当行副頭取、2009年４月より当行代表取締役頭取を務めており、銀行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識や経験を有しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、こうした経験や知見を取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
2	中野 慎介（なかの しんすけ） (1958年9月15日生) 重任	1981年４月　当行入行 2000年５月　当行大善寺支店長 2003年４月　当行吉井支店長 2006年４月　当行黒崎支店長 2007年11月　当行鳥栖支店長 2009年４月　当行日吉町支店長 2010年７月　当行執行役員人事部長 2012年６月　当行取締役人事部長 2014年６月　当行常務取締役 2017年６月　当行取締役常務執行役員 現在に至る (監査部担当)	2,800株
	《取締役候補者とした理由》 1981年入行後、鳥栖支店長、日吉町支店長、執行役員人事部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2012年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
3	執行謙二 (1961年3月3日生) 重任	1984年４月　日本銀行入行 2006年10月　同行政策委員会室企画役 2009年９月　同行総務人事局企画役 2012年７月　当行入行　営業統括部付部長 2014年６月　当行総合企画部長 2014年７月　当行執行役員総合企画部長 2015年６月　当行取締役総合企画部長 2017年６月　当行取締役上席執行役員総合企画部長兼総務部長 2018年６月　当行取締役常務執行役員総合企画部長 2019年４月　当行取締役常務執行役員企画本部長 現在に至る (企画本部、システム部担当)	700株
	《取締役候補者とした理由》 日本銀行において政策委員会室で金融政策決定会合の事務局を務めるなど28年に亘る豊富な勤務経験に加え、当行入行後も、営業統括部付部長、総合企画部長を歴任し、金融における知識、経験が豊富であり、また、2015年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
4	つる　く　ひろ　ゆき 鶴　久　博　幸 (1963年 7月7日生) 重任	1986年４月　当行入行 2008年４月　当行大野支店長 2011年４月　当行千早支店開設準備委員長 2011年11月　当行千早支店長 2014年６月　当行鳥栖支店長 2015年７月　当行執行役員鳥栖支店長 2016年６月　当行執行役員福岡支店長 2017年４月　当行執行役員福岡営業部長 2017年５月　当行執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長 2017年６月　当行取締役上席執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長 2018年４月　当行取締役上席執行役員営業統括部長 2019年４月　当行取締役上席執行役員営業本部長 現在に至る (営業本部担当)	2,100株
	《取締役候補者とした理由》 1986年入行後、千早支店長、鳥栖支店長、福岡支店長（2017年４月に福岡営業部に改組）を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2017年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当行株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>金子末見（かねこすえみ）
(1962年
9月13日生)
新任</td><td>1985年４月　当行入行
2005年４月　西新町支店長
2008年４月　筑後支店長
2010年７月　ソリューション事業部長
2014年７月　執行役員ソリューション事業部長
2017年６月　上席執行役員本店営業部長兼十三部支店長
2017年11月　上席執行役員本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長現在に至る</td><td rowspan="2">600株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
1985年入行後、西新町支店長、筑後支店長、ソリューション事業部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2017年から上席執行役員を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>藤崎勇一郎（ふじさきゆういちろう）
(1962年
1月25日生)
新任</td><td>1986年４月　当行入行
2005年６月　小郡支店長
2007年11月　黒崎支店長
2011年７月　鳥栖支店長
2014年６月　人事部長
2015年７月　執行役員人事部長
2017年６月　上席執行役員人事部長
2018年４月　上席執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長現在に至る</td><td rowspan="2">700株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
1986年入行後、小郡支店長、黒崎支店長、鳥栖支店長、人事部長、福岡営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2017年から上席執行役員を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
7	麻生（あそう） 渡（わたる） (1939年5月15日生) 重任 社外 独立役員	1963年４月 通商産業省入省 1978年５月 外務省在英国日本大使館参事官（在ロンドン） 1989年７月 近畿通商産業局長 1991年６月 通商産業省商務流通審議官 1992年６月 特許庁長官 1995年４月 福岡県知事 2005年２月 全国知事会長 2011年４月 福岡県知事退任（四期16年） 2011年４月 全国知事会長退任（三期６年） 2012年５月 一般財団法人九州地域産業活性化センター会長 2012年６月 福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長 2012年６月 一般財団法人九州産業技術センター会長 2014年６月 当行（社外）取締役 現在に至る	0株
	《社外取締役候補者とした理由》 特許庁長官、福岡県知事、各種企業経営等での要職を務めた実績を有しております。こうした豊富な経験や知見を、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会において活かすことにより、引き続き、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
２．麻生渡氏は社外取締役候補者であります。
３．麻生渡氏は現在当行の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
４．当行は麻生渡氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認可決され社外取締役として就任した場合、引続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。
５．当行は麻生渡氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。
６．監査等委員会の取締役の選任および報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員会は、各候補者について取締役会全体の実効性の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、取締役としての職責と役割を果たしうる適切な人選がなされていると判断していますので、指摘すべき事項はありません。なお、取締役の報酬等についても検討を行った結果、当該報酬等は相当であると判断しました。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
西村　和芳 (にしむら　かずよし) (1947年 ４月３日生)	1977年11月　西村和芳土地家屋調査士事務所代表 1979年８月　第一不動産株式会社　代表取締役 現在に至る	100株
《補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 不動産からみた経済情勢分析に対する専門的知見に加えて、これまでの豊富な経営コンサルティングの経験を監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当行の間で経営顧問契約を締結しております。
なお、西村和芳氏へ支払っている経営顧問料は営業経費の0.02%以下であります。

２．西村和芳氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。

３．法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなり、西村和芳氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、西村和芳氏との間で締結しております経営顧問契約を解除する予定であります。

４．西村和芳氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当行は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。

以　上

（添付書類）

第95期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（銀行の主要な事業内容）

当行は福岡県を主要な営業基盤として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務を行い、お客さまに多様な金融商品やサービスを提供しております。

（金融経済環境）

当事業年度のわが国経済は、政府の経済対策などから企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復の動きが続きましたが、地方の中小企業にとっては人手不足感が深刻化しました。また、海外経済は、中国経済が減速する一方、好調な米国経済を反映して総じて緩やかな回復が続きましたが、いわゆる自国第一主義の広がり等で世界的に不透明感が増加しました。

金融情勢については、前半は欧・米の中央銀行が金融緩和策の出口へと向かいつつありましたが、米国トランプ政権の中国との貿易摩擦や英国のＥＵ離脱問題など種々の不安定要因が意識され、株式・為替市場では先行きに対する不透明感が続きました。そのため、本年１月以降は欧・米とも緩和の出口へ向かう動きは鈍っています。国内では日本銀行による超低金利政策は継続され、当事業年度末には、長期金利の指標である新発10年物国債利回りはマイナス0.0％台、ドル円相場は110円台、日経平均株価は21,200円台となりました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済は、個人消費や生産活動の緩やかな回復、災害復興需要などにより、全体としても緩やかに回復しましたが、一部の中小企業の景況感は人手不足、資材の値上がり等で厳しい状況が続いております。

（事業の経過及び成果）

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

地域密着型金融の高度化

SBIホールディングス株式会社が設立したSBI地方創生アセットマネジメント株式会社に出資し、お客さま向けの預かり資産運用サービスの高度化、多様化を図るとともに、当行自己資金運用力の強化に取組んでまいります。

当行と株式会社SBI証券の子会社であるSBIマネープラザ株式会社は、福岡県久留米市にて共同店舗の運営を開始しました。当行が培ってきた地域に密着した営業活動と、SBIマネープラザ株式会社の有する株式などのリスク性商品を含む営業活動のノウハウの融合を図ってまいります。これにより、お客さまは専門スタッフの対面コンサルティング営業による質の高いアドバイスとともに、様々な金融商品・サービスをご利用いただけます。

当行と福岡県うきは市は包括連携協定を締結しました。パートナーとして相互に連携協力し、地方創生、地域の活性化に向けたまちづくりに寄与することを目的としております。

当行と久留米工業大学は、「大学発ベンチャーセミナー」を共同開催しました。本セミナーでは、同大学の有する知識・技術を大学発ベンチャーとして創出・成長させるための環境やトレンドを共有し、将来的に新規事業創出を目指すための課題を考えます。当行では、新規事業創出にあたり金融ノウハウや投融資を含めた金融面での支援を行ってまいります。

当行は「九州キャッシュレス観光アイランド推進コンソーシアム」へ賛助会員として参加しました。本コンソーシアムは、九州の観光・インバウンド関連企業、金融機関、自治体等の団体が連携し、九州全域にキャッシュレス決済インフラを整備することで、中国等インバウンド観光客の誘致と域内消費の最大化を実現し、ひいては九州経済の活性化に貢献することを目的としております。

当行は「ＮＰＯ法人ちくご出会いサポートセンターJUNOALL（ちっごジュノール)」の設立に参画しました。ちっごジュノールは、少子化による地域の衰退を防ぎ、地域活性化に貢献するため、独身男女の婚活を支援することを目的としております。

また、当行はCSR私募債「ちくぎん地域応援私募債」の取扱いを開始しました。本私募債は、お客さまの資金ニーズにお応えすると同時に、私募債発行額の0.2%相当額の物品又は金銭を教育機関等に寄贈することで地域社会を応援する仕組みとなっております。当行は今後も地域創生への貢献、地域社会の応援取組みに努めてまいります。

インターネット、各種アプリサービスの拡充

お客さまの利便性を高めるため、法人・個人事業主向けの「法人インターネットバンキングサービス」及び個人向けの「インターネット・モバイルバンキングサービス」のご利用時間を延長しました。また、個人向けの「インターネット・モバイルバンキングサービス」では、24時間いつでも契約口座の残高照会及び入出金履歴照会が可能となりました。

スマートフォン向けアプリ「ちくぎんアプリ」の取扱いを開始しました。「ちくぎんアプリ」では、ご印鑑が不要で、スマートフォン上での手続きのみで普通預金の口座を開設いただけます。

株式会社メルペイが提供するフリマアプリ「メルカリ」のスマホ決済サービス「メルペイ」及びLINE Pay株式会社がコミュニケーションアプリ「LINE」上で展開しているモバイル送金・決済サービス「LINE Pay」に、当行の普通預金口座から即時チャージできるサービスを開始しました。

株式会社SBI証券のSBI証券総合口座に対する「リアルタイム入金」サービスの提供を開始しました。本サービスは、当行の金融商品仲介によりSBI証券の証券総合口座をご利用中のお客さまであれば、SBI証券のWEBサイトから当行の普通預金口座を指定し登録を行うことで、SBI証券総合口座に即時に手数料無料で資金の振替が可能となるものです。これにより、利便性の向上とともにスムーズな証券取引が可能となります。

ウェルネット株式会社が提供するスマートフォンアプリ「支払秘書」に対して、当行の普通預金口座から即時に払込を行うことが可能となりました。「支払秘書」は、電気料金等の振込票のバーコードをアプリで読み取り、電子マネーで即時に払込を行うことができるスマートフォンアプリです。

株式会社マネーフォワードが提供するお金の見える化サービス「マネーフォワードME」、ビジネス向けクラウドサービス「マネーフォワードクラウド会計・確定申告」と当行インターネットバンキングサービスのAPIによる公式連携を開始しました。これにより、同社が提供する各サービスから、当行の普通預金口座の残高照会や入出金履歴照会を安全かつ正確に取得できます。当行は今後も、お客さまの多様なニーズにお応えし、よりご満足いただける新しい金融サービスの提供に努めてまいります。

組織の見直し等

「中期経営計画2018」の基本方針の１つである「強靭な経営基盤の構築」の中で「デジタル化の追求」を重点的に取り組むべき項目として掲げており、計画達成に向けた体制整備として、総合企画部内に「デジタル戦略室」を新設しました。

事務の合理化・業務プロセス改革を推進するため、既存の事務集中部門である「ローンセンター」、「テレホンセンター」の一部、「相続センター」、「事務集中センター」を集約し、事務部内に「バックオフィスセンター」を設置しました。今後についても、営業店の店舗内移転に続き、本部のスリム化、フラット化、多能化を企図した見直しを検討しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与にかかるリスク管理態勢の構築・維持のため「マネロン・テロ資金供与対策委員会」を設置しました。

営業店舗等

営業店舗については、新設・廃止ともになく、店舗数は44か店と変動ありませんが、警弥郷支店を中尾支店内に移転しました。店舗外現金自動設備については、新設１か所、廃止１か所により、39か所44台となりました。

福岡県久留米市に「ちくぎんプラザ久留米」を開設しました。「ちくぎんプラザ久留米」では、預かり資産や相続・資産承継にかかる相談を受付けます。また、住宅ローンプラザを移転統合し、住宅ローンをはじめ各種ローンを受付けます。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金は、法人預金が増加したことなどから、期末残高は前年度末比126億円増加の6,924億円となりました。また、譲渡性預金は前年度末比20億円増加の152億円となりました。

貸　　出　　金

貸出金は、地元の中小・中堅企業や個人事業主を中心とした取引の拡大や、住宅ローンをはじめとした個人のお客さまの資金ニーズにお応えするなど積極的な営業活動に努めた結果、中小企業等向けなどの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比110億円増加の4,922億円となりました。

有　価　証　券

有価証券は、短期・中期の国債金利がマイナスとなっている投資環境が続いており、国債が減少したことなどから、期末残高は前年度末比58億円減少の2,008億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、株式の評価差益が減少したことなどから、前年度末比42億34百万円減少の47億87百万円の評価益となりました。

損　益　状　況

経常収益は、貸出金利息の増加により資金運用収益が増加しましたが、株式等売却益が減少したことなどから、前年度比10億65百万円減収の127億69百万円となりました。一方、経常費用は、不良債権の処理費用が増加しましたが、国債等債券売却損が減少したことなどから、前年度比４億18百万円減少の117億７百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比６億47百万円減益の10億62百万円となりました。

当期純利益は、経常利益が減益となったことなどから、前年度比４億12百万円減益の７億39百万円となりました。

（対処すべき課題）

日本経済は、海外経済減速の懸念がある中で、政府の経済対策などから緩やかな回復が続いております。金融機関を取り巻く経営環境は、日本銀行による超低金利政策の長期化や金融と情報技術を融合した新たな金融サービスであるフィンテックの進展に伴う異業種企業との競合などから一段と厳しさを増しております。

当行は、昨年４月より「中期経営計画2018」（計画期間2018年４月～2021年３月）をスタートさせました。本計画では、前中期経営計画で掲げてきた「地域を興し、ともに成長・発展する銀行」というスローガンを継承し、その実現のための基本方針を、「お客さま本位の徹底」、「地域創生への貢献」、「強靭な経営基盤の構築」とします。これにより、当行の収益力の強化を起点とした「お客さま・地域社会と共に成長・発展する好循環」という中期経営計画のビジョンを実現します。

この新しい中期経営計画に込めた思いは、当行グループの総力を結集し、これまで以上に地域と真摯に向き合い、多様化・高度化するお客さまの経営課題を共有し解決していくことが、地域金融機関である当行の使命であると考えます。

地域創生への貢献に当っては、福岡に近いアジア各国の急速な経済成長力をいかに域内に取り込むかという視点が大切です。また、特に本店のある久留米市を中心とした福岡県南地域の持つ魅力ある資源（先進医療、医療観光、先進バイオ、６次化農業、伝統工芸、祭りと食と観光、子育てや教育環境に恵まれた住み易さ等）を活かしつつ、地域の豊かさをいかに次世代に引き継ぎ、さらなる発展に繋げていけるかが重要であると考えます。

そのためにも、地元企業、地方公共団体、大学等とともに、銀行が主体的に企画段階から構想に関わり、コンサルティング機能を発揮することが必要です。常にどうすれば地元経済の活性化に貢献できるかを第一に考え、ご融資のみならず、地域の活性化に繋がる様々な取組みを行ってまいります。自前での対応が難しい分野についても、当行グループ内での連携強化はもちろん、ネット証券やフィンテック企業とのアライアンスを通じた付加価値の高い金融サービスの提供に取組んでまいります。

当行は今後も、お客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、地銀そのものが地方の有力な金融サービス産業であるとの認識の下、堅実経営を遵守し、地域創生と地域経済の活性化に尽力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	**6,457**	**6,656**	**6,797**	**6,924**
定期性預金	3,062	3,032	2,889	2,805
その他	3,395	3,624	3,908	4,118
貸出金	**4,446**	**4,557**	**4,811**	**4,922**
個人向け	839	865	925	952
中小企業向け	3,078	3,163	3,358	3,445
その他	528	528	527	523
商品有価証券	**2**	**2**	**1**	**0**
有価証券	**2,537**	**2,298**	**2,066**	**2,008**
国債	888	672	509	147
その他	1,648	1,626	1,556	1,860
総資産	**7,471**	**7,584**	**7,826**	**7,854**
内国為替取扱高	**55,390**	**54,427**	**55,853**	**59,321**
外国為替取扱高	百万ドル **271**	百万ドル **314**	百万ドル **358**	百万ドル **601**
経常利益	百万円 **2,488**	百万円 **1,274**	百万円 **1,709**	百万円 **1,062**
当期純利益	百万円 **1,784**	百万円 **911**	百万円 **1,151**	百万円 **739**
1株当たり当期純利益	円 銭 **28 87**	円 銭 **148 20**	円 銭 **189 04**	円 銭 **121 31**

注 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しました。2016年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	566人	615人
平均年齢	37年11月	37年2月
平均勤続年数	15年7月	14年10月
平均給与月額	319千円	309千円

注 1．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末	前年度末
久留米ブロック	17店（うち出張所　―）	17店（うち出張所　―）
東部ブロック	5店（うち出張所　―）	5店（うち出張所　―）
南部ブロック	6店（うち出張所　―）	6店（うち出張所　―）
福岡ブロック	15店（うち出張所　―）	15店（うち出張所　―）
東京支店	1店（うち出張所　―）	1店（うち出張所　―）
合計	44店（うち出張所　―）	44店（うち出張所　―）

注　上記のほか、店舗外現金自動設備を39か所（前年度末39か所）設置しております。

ロ　当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありませんが、警弥郷支店を中尾支店内に移転しました。店舗外現金自動設備は博多南出張所を新設し、筑紫野市役所共同出張所を廃止しました。

ハ　銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設　備　投　資　の　総　額	824

注　上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資373百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、361百万円であります。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　容	金　額
営業店施設等の取得	135
事務機械等の新設、拡充、改修	315

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑銀ビジネスサービス株式会社	久留米市合川町1490番地の9	事務受託業	1982年12月13日	百万円 10	% 100	
株式会社ちくぎん地域経済研究所	久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル6階	経済調査業	1988年1月30日	百万円 30	% 5	
ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	リース業	1974年10月9日	百万円 20	% 49.2	
筑邦信用保証株式会社	久留米市日吉町16番地の22	保証業	1985年10月1日	百万円 30	% 5	
株式会社ちくぎんテクノシステムズ	久留米市百年公園1番1号	コンピュータ関連業	2018年2月16日	百万円 20	% 70	

注　上記５社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社及び株式会社ちくぎんテクノシステムズは子会社に該当し、残りの３社は銀行法に基づく子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。

2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS）を行っております。

3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

（7）事業譲渡等の状況

該当ありません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役）に関する事項
（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤　清一郎	取締役頭取(代表取締役)		
石井　智幸	取締役常務執行役員		
中野　慎介	取締役常務執行役員		
川原田　光展	取締役常務執行役員		
執行　謙二	取締役常務執行役員 (総合企画部長)		
鶴久　博幸	取締役上席執行役員 (営業統括部長)		
麻生　渡	取締役(社外取締役)		注1
龍　憲一	取締役(常勤監査等委員)		注2
赤松　乾次	取締役(監査等委員)		
立花　洋介	取締役(社外取締役監査等委員)	公認会計士	注1、3
橋田　紘一	取締役(社外取締役監査等委員)		注1
永田　見生	取締役(社外取締役監査等委員)	学校法人久留米大学理事長	注1
(当年度中に退任した役員)			
神代　正道	取締役(社外取締役監査等委員)		2018年6月27日退任

注 1．麻生渡氏、立花洋介氏、橋田紘一氏及び永田見生氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2．取締役龍憲一は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
3．立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。
5．当行は、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、2017年6月28日に雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏名	役名	職名
松田　裕次	上席執行役員	ソリューション事業部長
金子　末見	上席執行役員	本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長
池部　晋	上席執行役員	資金証券部長
藤﨑　勇一郎	上席執行役員	福岡営業部長兼赤坂門支店長
靏久　健一郎	執行役員	日吉町支店長兼くしはら支店長
石橋　智行	執行役員	出向（久留米市参与）
大野　斉	執行役員	融資部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　酬　等
取締役（監査等委員を除く）	7人	100（―）
取締役（監査等委員）	6人	36
計	13人	136（―）

注 1．上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価13百万円を支給しております。
2．役員賞与金は該当ありません。
3．報酬等の金額は、(　) 内に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額を内書きで記載しております。
4．支給人数には、2018年６月定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
5．株主総会で定められた報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬の最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額６百万円以内、年額72百万円以内であります。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
麻　生　　渡	会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
立　花　洋　介	
橋　田　紘　一	
永　田　見　生	

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
永田見生	学校法人久留米大学理事長

（2）社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生　渡	4年9月	取締役会 17回開催中14回出席	知事等の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
立花洋介	5年9月	取締役会 17回開催中17回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
橋田紘一	2年9月	取締役会 17回開催中17回出席 監査等委員会 14回開催中12回出席	企業経営の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
永田見生	0年9月	取締役会 13回開催中10回出席 監査等委員会 10回開催中８回出席	学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。

（3）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	16	—

注　役員賞与金は該当ありません。

（4）社外役員の意見

該当ありません。

4．当行の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

（1）株式数　　発行可能株式総数　12,000千株
　　発行済株式の総数　6,249千株(自己株式156千株を含む)

（2）当年度末株主数　　2,743名

（3）大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
筑邦銀行従業員持株会	249	4.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	200	3.28
株式会社佐賀銀行	175	2.87
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　九州電力口再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	161	2.64
久光製薬株式会社	140	2.31
西日本鉄道株式会社	138	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	137	2.26
株式会社みずほ銀行	137	2.24
株式会社安川電機	136	2.24
株式会社九電工	134	2.21
計	1,612	26.45

注　1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
　　2．持株比率は、自己株式（156,177株）を控除して計算しております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任監査法人　トーマツ 指定有限責任社員　本野　正紀 指定有限責任社員　上田　知範	34	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、これに同意いたしました。

注　当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円であります。

（2）責任限定契約

該当ありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

第95期末（2019年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**70,450**	**預金**	**692,449**
現金	9,786	当座預金	28,522
預け金	60,663	普通預金	375,754
買入金銭債権	**452**	貯蓄預金	4,107
商品有価証券	**46**	通知預金	883
商品地方債	46	定期預金	276,490
有価証券	**200,807**	その他の預金	6,692
国債	14,785	**譲渡性預金**	**15,288**
地方債	78,869	**借用金**	**28,000**
社債	65,176	借入金	28,000
株式	17,150	**外国為替**	**0**
その他の証券	24,826	未払外国為替	0
貸出金	**492,226**	**その他負債**	**2,863**
割引手形	7,709	未決済為替借	0
手形貸付	55,175	未払法人税等	258
証書貸付	370,352	未払費用	233
当座貸越	58,987	前受収益	300
外国為替	**777**	金融派生商品	1
外国他店預け	777	リース債務	248
その他資産	**3,847**	資産除去債務	52
前払費用	18	その他の負債	1,769
未収収益	374	**退職給付引当金**	**373**
金融派生商品	1	**偶発損失引当金**	**106**
その他の資産	3,453	**繰延税金負債**	**265**
有形固定資産	**8,858**	**再評価に係る繰延税金負債**	**1,024**
建物	1,939	**支払承諾**	**9,221**
土地	6,252	**負債の部合計**	**749,593**
リース資産	225		
その他の有形固定資産	440	（純資産の部）	
無形固定資産	**54**	**資本金**	**8,000**
ソフトウェア	1	**資本剰余金**	**5,759**
リース資産	13	資本準備金	5,759
その他の無形固定資産	39	**利益剰余金**	**17,022**
前払年金費用	**463**	利益準備金	2,724
支払承諾見返	**9,221**	その他利益剰余金	14,297
貸倒引当金	**△1,747**	別途積立金	7,400
		繰越利益剰余金	6,897
		自己株式	**△365**
		株主資本合計	**30,416**
		その他有価証券評価差額金	**3,347**
		土地再評価差額金	**1,898**
		評価・換算差額等合計	**5,246**
		新株予約権	**202**
		純資産の部合計	**35,865**
資産の部合計	**785,459**	**負債及び純資産の部合計**	**785,459**

第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額
経常収益		**12,769**
資金運用収益	**8,520**	
貸出金利息	6,762	
有価証券利息配当金	1,629	
コールローン利息	0	
預け金利息	126	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	**1,783**	
受入為替手数料	705	
その他の役務収益	1,077	
その他業務収益	**950**	
外国為替売買益	35	
国債等債券売却益	915	
その他経常収益	**1,515**	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	1,321	
その他の経常収益	192	
経常費用		**11,707**
資金調達費用	**140**	
預金利息	124	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息	0	
借用金利息	0	
その他の支払利息	11	
役務取引等費用	**1,169**	
支払為替手数料	225	
その他の役務費用	944	
その他業務費用	**11**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	11	
営業経費	**8,349**	
その他経常費用	**2,035**	
貸倒引当金繰入額	785	
貸出金償却	10	
株式等売却損	778	
その他の経常費用	460	
経常利益		**1,062**

（単位：百万円）

科目	金額	
特別利益		**35**
固定資産処分益	35	
特別損失		**92**
固定資産処分損	32	
減損損失	60	
税引前当期純利益		**1,004**
法人税、住民税及び事業税	**401**	
法人税等調整額	**△136**	
法人税等合計		**265**
当期純利益		**739**

第95期末（2019年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	70,470	預金	691,545
買入金銭債権	452	譲渡性預金	14,608
商品有価証券	46	借用金	35,579
有価証券	200,378	外国為替	0
貸出金	489,401	その他負債	4,208
外国為替	777	退職給付に係る負債	512
リース債権及びリース投資資産	8,782	役員退職慰労引当金	75
その他資産	9,512	偶発損失引当金	106
有形固定資産	9,092	繰延税金負債	230
建物	1,965	再評価に係る繰延税金負債	1,024
土地	6,430	支払承諾	9,221
リース資産	7	負債の部合計	757,113
その他の有形固定資産	689		
無形固定資産	61	（純資産の部）	
ソフトウェア	20	資本金	8,000
その他の無形固定資産	41	資本剰余金	5,779
退職給付に係る資産	415	利益剰余金	18,514
繰延税金資産	60	自己株式	△365
支払承諾見返	9,221	株主資本合計	31,929
貸倒引当金	△1,973	その他有価証券評価差額金	3,359
		土地再評価差額金	1,898
		退職給付に係る調整累計額	△78
		その他の包括利益累計額合計	5,179
		新株予約権	202
		非支配株主持分	2,275
		純資産の部合計	39,586
資産の部合計	796,699	負債及び純資産の部合計	796,699

第95期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**18,107**
資金運用収益	**8,774**	
貸出金利息	6,753	
有価証券利息配当金	1,630	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	126	
その他の受入利息	264	
役務取引等収益	**1,820**	
その他業務収益	**5,997**	
その他経常収益	**1,514**	
その他の経常収益	1,514	
経常費用		**16,745**
資金調達費用	**157**	
預金利息	124	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	28	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**1,076**	
その他業務費用	**4,846**	
営業経費	**8,613**	
その他経常費用	**2,050**	
貸倒引当金繰入額	798	
その他の経常費用	1,251	
経常利益		**1,361**
特別利益		**35**
固定資産処分益	35	
特別損失		**93**
固定資産処分損	32	
減損損失	60	
税金等調整前当期純利益		**1,303**
法人税、住民税及び事業税	**498**	
法人税等調整額	**△136**	
法人税等合計		**361**
当期純利益		**942**
非支配株主に帰属する当期純利益		**106**
親会社株主に帰属する当期純利益		**835**

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月７日

株式会社　筑邦銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本野正紀　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田知範　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月７日

株式会社　筑邦銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本野正紀　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田知範　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年５月７日

株式会社 筑邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 龍　　憲一 ㊞

監査等委員 赤松乾次 ㊞

監査等委員 立花洋介 ㊞

監査等委員 橋田紘一 ㊞

監査等委員 永田見生 ㊞

(注) 監査等委員 立花洋介及び橋田紘一、永田見生は会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

場　所

久留米市諏訪野町2456番地の１
筑邦銀行本店３階大会議室
電話　久留米（0942）32-5331

最寄駅

西鉄久留米駅
下車、徒歩約５分

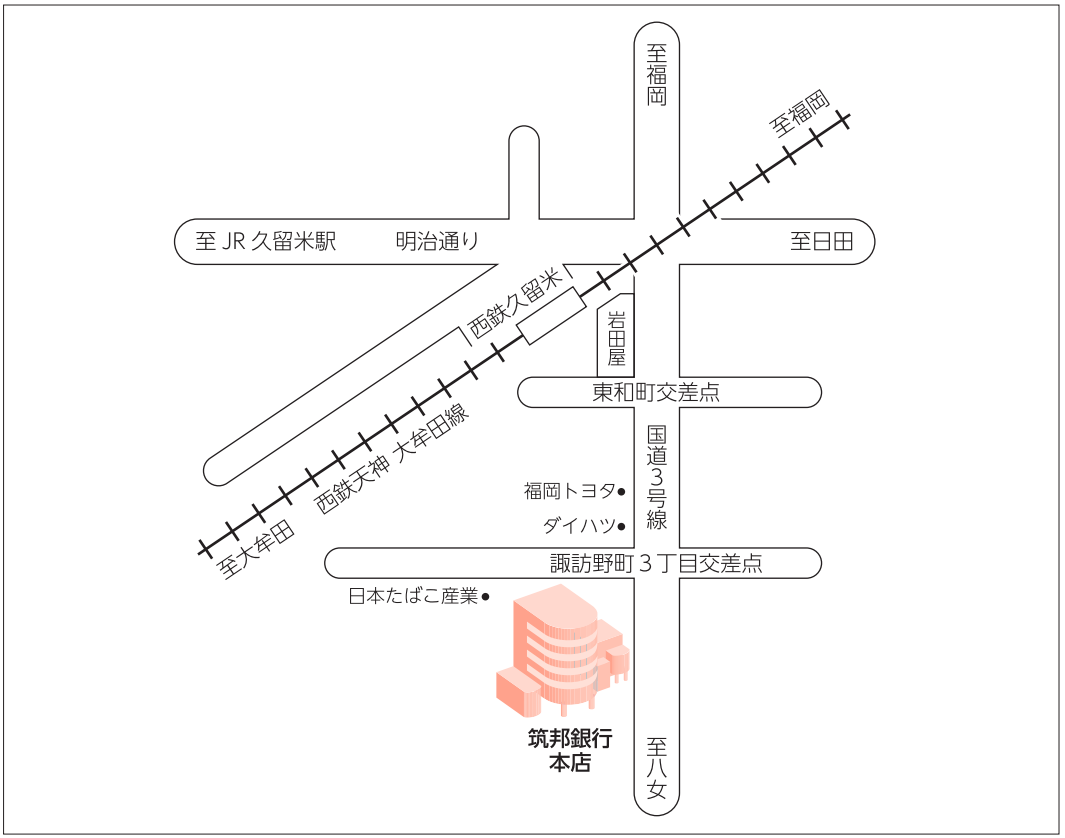

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。